

令和 7 年度 加東市ふるさと納税プロモーション
ン等支援業務委託

実施要領

令和 7 年 6 月

加 東 市

1 趣旨

この要領は、加東市が行うふるさと納税プロモーション等支援業務委託（以下「本業務」という。）について、優先交渉権者を選定するための企画提案競技（プロポーザル）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務目的

本業務は、ふるさと納税業務における画像加工及びポータルサイトへの一括登録に係る業務の一部を、専門技術や経験を有する民間事業者へ委託することにより、業務の効率化及び更なる市の魅力発信、地域産業の活性化につなげることを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 加東市ふるさと納税プロモーション等支援業務委託

(2) 業務内容

別添「令和7年度 加東市ふるさと納税プロモーション等支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

※楽天ふるさと納税自治体トップページ及び楽天ふるさと納税への返礼品一括登録は、10月1日以降速やかに（10月1日～3日の間に各日最低30品ずつ、10月31日までに全て）完了させること。

(4) 業務に係る成果品

別添「令和7年度 加東市ふるさと納税プロモーション等支援業務委託仕様書」のとおり

4 委託料の上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に関する実施年度における加東市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、当該登録を行っていない者であっても、次に掲げる書類を提出し、本市の入札参加資格基準を満たすと認められる者にあつては、当該登録を行っている者と同様の資格があるとみなす。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 法人にあっては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（１つのファイルにまとめる。）

オ 個人にあっては、確定申告時の決算書又は収支内訳書（１つのファイルにまとめる。）

カ 法人にあっては、直近年度の国税等（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

キ 個人にあっては、直近年度の国税等（所得税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

ク 法人にあっては、印鑑証明書

ケ 個人にあっては、印鑑登録証明書

(2) 参加申込期限日において、加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(4) 加東市入札参加資格審査申請において提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 公告日現在で、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年加東市条例第２２号）第２条（第４号を除く。）に規定するものでないこと。

6 スケジュール

日 程	内 容
令和７年６月２０日（金）	募集開始（公告）
令和７年６月３０日（月）午後５時１５分	募集締切り（参加表明書等の提出期限） 質問書提出期限
令和７年７月４日（金）〔予定〕	質問書に対する回答
令和７年７月７日（月）～８日（火）〔予定〕	一次審査
令和７年７月１１日（金）〔予定〕	一次審査結果通知
令和７年７月２３日（水）午後５時１５分	企画提案書の提出期限
令和７年７月２５日（金）又は２８日（月）〔予定〕	二次審査（プレゼンテーション）
令和７年８月４日（月）〔予定〕	二次審査（選定）結果通知
令和７年８月	契約締結

7 質問の受付及び回答

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

なお、質問に対する回答は、参加表明を行った全ての者に対し、令和 7 年 7 月 4 日（金）〔予定〕に電子メールで回答する。

- (1) 提出書類 質問書（様式第 1 号）
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 加東市まちづくり政策部企画政策課
メールアドレス：chiikisosei@city.kato.lg.jp
- (4) 提出確認 メール送信後に、電話により到達確認を行うこと。
〔確認先〕加東市まちづくり政策部企画政策課
電話番号 0 7 9 5 - 4 3 - 0 5 0 7
- (5) 提出期限 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

8 参加表明・企画提案の手続

- (1) 参加表明書等の提出

ア 提出期限

令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

イ 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第 2 号）
- (イ) 参加資格誓約書（様式第 3 号）
- (ウ) 事業所概要書（任意様式）
- (エ) 業務実施体制表（様式第 4 号）

業務責任者及び業務担当者を各 1 名以上配置することとし、その業務従事予定者全員を記載すること。

- (オ) 業務実績調書（様式第 5 号）

a 契約書等の業務実績を証明する書類（写し可）を添付すること。

b 令和 2 年度以降に請け負った本業務と同種又は類似業務の実績を記載すること。

- (カ) 切手（3 5 0 円）を貼付した長形 3 号の返信用封筒 2 通（返送先を記入したもの。）

※実施年度における加東市指名競争入札参加資格者名簿に登録のない者は、5 (1) アからケまでの書類をあわせて提出すること。

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便、期限内必着）又は電子メール

※電子メールでの提出の場合は、メール送信後に、電話により到達確認を行うこと。

オ 持参又は郵送の場合の提出先

〒 6 7 3 - 1 4 9 3 兵庫県加東市社 5 0 番地 加東市まちづくり政策部企画政策課

※窓口受付は、加東市の休日を定める条例（平成18年加東市条例第2号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年7月23日（水）午後5時15分まで

イ 提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう専門用語は極力使用せずによりわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず使用する場合は、用語に注釈を付けること。

また、提出書類については、順に編綴することとし、添付書類がある場合は、各様式の後ろに重ねること。

(ア) 企画提案書提出書（様式第6号）

(イ) 表紙（任意様式）

題名「令和7年度 加東市ふるさと納税プロモーション等支援業務 企画提案書」及び企画提案者の名称又は氏名を表示すること。

(ウ) 目次（任意様式）

(エ) 企画提案内容書（任意様式）

a 企画提案内容書の規格

文字サイズ11ポイントを基本とし、A4サイズ（A3サイズを使用する場合は、片袖折りとすること。）、縦横不問、カラー印刷とすること。必要に応じて画像や表を用いることを可能とする。また、企画提案内容書の各ページに番号を付すこと。

b 内容

(a) 仕様書に記載する事項の実施内容（仕様書3(3)、3(4)は除く。）

(b) 課題写真の加工

市が提示する返礼品写真を楽天市場ガイドラインに合わせて加工し、提案すること。なお課題写真は一次審査通過者へ別途提示する。

(c) スケジュール

(d) その他当該業務を実施するに当たり、重要又は有効と考える独自の提案

(オ) 見積書（様式第7号）

※見積書の金額は、4の委託料の上限額を上回らないこと。

ウ 提出部数

8部

※イ(ア)及び(オ)は、1部とする。

エ 提出先

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市まちづくり政策部企画政策課
オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

9 審査及び選定

次の審査等により、最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(1) 一次審査

ア 実施日

令和7年7月7日（月）から同月8日（火）まで〔予定〕

イ 審査方法等

担当課（まちづくり政策部企画政策課）において、参加資格に関する審査を行う。

参加表明者が5者以上である場合は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による、業務実施体制及び業務実績についての書類審査（第3号の評価基準による評点×審査委員会委員数）により、上位4者を選定する。

ウ 一次審査結果の通知《令和7年7月11日（金）〔予定〕》

審査結果については、書面により通知する。

※二次審査対象とならなかった参加者は、通知文を発送した日の翌日から起算して7日以内に市に対して説明を求めることができる。市は、当該参加者から説明の求めがあったときは、速やかに書面により回答する。

(2) 二次審査

ア 実施日

令和7年7月25日（金）又は28日（月）〔予定〕

※実施日時や会場などの詳細は、別途通知する。

イ 審査方法等

（ア）書類審査

参加者が4者以下であった場合は、審査委員会により、業務実施体制等及び業務実績について書類審査（第3号の評価基準による評点×審査委員会委員数）を行う。なお、参加表明者が5者以上であって一次審査で書類審査を行った場合は、一次審査の結果を二次審査の結果として取り扱うものとする。

（イ）プレゼンテーション

a 審査委員会によるプレゼンテーション審査により、受託候補者1者及び次点者を選定する。

b 1提案者当たり、プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度とし、出退及び機器準備を含めて50分以内とする。

c プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

d プレゼンテーション審査は、非公開とする。

ウ 二次審査結果の通知《令和7年8月4日（月）〔予定〕》

審査結果については、書面により通知する。

※受託候補者とならなかった提案者は、通知文を発送した日の翌日から起算して7日以内に市に対して説明を求めることができる。市は、当該提案者から説明の求めがあったときは、速やかに書面により回答する。

エ その他

(ア) 提案者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め3名以内）とする。

(イ) プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること。（プロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブルは市で準備する。）

(ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、8(2)イ(エ)の企画提案内容書と同様のものとする。

(エ) 当日の追加の資料配布は認めないものとする。

(3) 評価基準

評価の項目及び内容		評点
業務実施体制・ 業務実績	・業務遂行のための適切な人員体制が整っているか。	5
	・本業務と同種又は類似業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	15
企画提案（プレ ゼンテーション）	・訴求力のある返礼品画像を制作するスキルを十分有しているか。	30
	・詳細なスケジュールが示され、本業務を期間内に完了できるものとなっているか。また、早期に完了させるスケジュールとなっているか。	20
	・質問に対する応答が迅速かつ明確で、見識や業務遂行能力、コミュニケーション能力の高さが感じられるか。	10
業務の理解	・本業務の目的及び内容を十分に理解しているか。	10
見積金額	・企画提案の内容及び業務実施体制と見積金額は、最小の経費で最大の効果を創出する関係になっているか。	10
合計		100

※上記の項目については、次の6段階評価により評点を計算する。

〔特に良い〕 評点×1.0 〔良い〕 評点×0.8 〔普通〕 評点×0.6

〔やや劣る〕 評点×0.4 〔劣る〕 評点×0.2 〔提案なし〕 0点

(4) 選定手順

評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次順位の提案者を次点者とする。ただし、評点が同じ提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差がない場合は、くじ引きにより選定する。

10 失格事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

11 その他

- (1) 参加表明後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結することとする。
- (3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (4) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (6) 審査結果は、市のホームページにおいて公表する。
- (7) 受託者から提出された提出書類（企画提案書を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の参加者から提出された提出書類を含む。）は、同条例の規定に基づき公開することがある。

12 問合せ先

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

加東市まちづくり政策部企画政策課 担当：藤原

電話 0795-43-0507、FAX 0795-42-5633